

フェスティバルタウンはこだてロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がフェスティバルタウンの形成を推進するため、ロゴマークの幅広い使用を促進し、適正な使用および管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別図に掲げるものをいう。

(使用の形式)

第3条 ロゴマークの使用の形式は、別図に掲げるものとする。

2 ロゴマークの使用は、「ロゴマーク使用マニュアル」に定めるところによらなければならない。

(使用の目的)

第4条 ロゴマークは、官民が一体となり、市を挙げてフェスティバルタウンの形成を推進することを目的として使用できるものとする。

(使用届の提出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別記様式の使用届をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用届けの提出を省略できるものとする。

- (1) 市が共催および協力するイベントの主催者が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道および広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人がフェスティバルタウンを周知する目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

2 使用者は、市長からの請求があったときは、速やかに使用状況が確認できる物品等を提出しなければならない。

(使用者の責任)

第6条 使用者は、ロゴマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

(使用の対価)

第7条 ロゴマークの使用の対価は、徴収しないものとする。

(使用の差止め)

第8条 市長は、ロゴマークの使用が次のいずれかに該当する場合は、使用を差し止めるものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、ロゴマークの使用を不相当と認めるとき。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月22日から施行する。

別図



1. 補足文字なし



2. サークル (補足文字なし版のみ)



3. ロゴマーク+サイト名



4. ロゴマーク+サイト名+ドメイン名



5. ロゴマーク+歓迎メッセージ (日本語)



6. ロゴマーク+歓迎メッセージ (英語)

別記様式（第5条関係）

年 月 日

函館市長 様

ロゴマーク使用届

このことについて、フェスティバルタウンはこだてロゴマークの使用に関する要綱に基づき、次のとおり提出します。

(主たる事務所の所在地) 所在地		
団体名 (使用者が個人の場合は氏名)		tel : fax :
団体代表者名		
対象物		
使用目的		
期間	年 月 日～ 年 月 日	

※使用開始後は、ロゴマークを使用する対象物について、速やかに現物および写真等で状況を報告してください。

Festival Town HAKODATE

函館市「フェスティバルタウンはこだて」ロゴマーク
使用マニュアル

函館市観光部観光振興課

平成31年(2019年)4月22日



～ フェスティバルタウンとは ～

函館では、年間を通して多くのイベントが開催されています。イベントは、多くの人々の手により作られ、多くの人々を集め、函館に新たな活気をあたえてくれます。「フェスティバルタウン」の取り組みは、イベントを作る人々を支援し、また、国内外の多くの方々に函館のイベントを通して「函館の魅力」を知ってもらい、多くの方々に函館を訪れていただけるようになることを目指した取り組みです。

■ ロゴは全部で6種類

「Festival Town Hakodate」をデザインしたスタンダードなバージョンと、公式サイト名や歓迎メッセージ等と組み合わせたバージョンがあります。使用目的に合わせて、選択してください。



1. 補足文字なし



2. サークル（補足文字なし版のみ）



3. ロゴマーク+サイト名



4. ロゴマーク+サイト名+ドメイン名



5. ロゴマーク+歓迎メッセージ（日本語）



6. ロゴマーク+歓迎メッセージ（英語）

■ カラーサンプル

カラー背景や画像、イラストにロゴを載せることは可能ですが、複雑な背景にロゴを入れる場合はロゴ全体がはっきりと読めるように常に留意してください。



■ アイソレーション規定

ロゴの識別性や印象を確保するためには、周辺の他の要素から独立するための十分な余白をとる必要があります。その分離スペースの最小基準を「アイソレーションスペース」と呼び、可能な限りこのスペース以上の余白を設けてください。



ロゴマークのみ (補足文字なし)



ロゴマーク+補足文字



※サークルロゴの場合
円の周囲に余白は不要です。

■ 最小使用サイズ

ロゴは視認性を維持できる再生上の限界から、最小使用サイズが設定されています。

下図は印刷物およびウェブ用の最小サイズを示しています。

これらに満たないサイズでの使用は認めません。

印刷物、ウェブなど再現方法や媒体を問わず、個々の印刷物の条件に応じた正確にできるサイズで使用してください。



ロゴマークのみ



サークルロゴ



ロゴマーク+補足文字

■ 禁止事項

ロゴは一貫性のある正しい使用時にのみ、正しく本来のコンセプトや良い印象を保持することができます。

下記例のような誤った使用は絶対に避けてください。



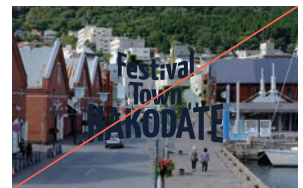
1. 変形しない



2. デザインの追加 / 変更をしない



3. 近似色の背景に配置しない



4. 色味の近い複雑な背景に配置しない



5. 写真上以外でのシャドウを適用しない



6. テクスチャ等の効果を付与しない



7. トリミングしない



8. アウトラインを使用しない

■使用方法

ロゴマークは、商用・非商用にかかわらず、無償で使用することができます。

ただし、「フェスティバルタウンはこだてロゴマークの使用に関する要綱」に基づき、使用届の提出を省略する場合を除き、営利目的等でロゴマークを使用する場合には、所定の「ロゴマーク使用届」（フェスティバルタウンはこだてサイト・函館イベントガイドでダウンロードも可）により、事前に函館市観光部観光振興課に使用申請を行っていただく必要があります。

【使用にあたって遵守していただきたいこと】

以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、ロゴマークの使用はできません。

- ・ 法令や公序良俗に反する。
- ・ 信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- ・ 市が共催および協力するイベント関連事業を推進するうえで支障となる。
- ・ 政治、宗教、思想等に関する活動での使用。
- ・ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する。
- ・ 市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがある。
- ・ ロゴマークそのものが商品と成り得るもの（例：ステッカー、ロゴTシャツなど）
- ・ その他、ロゴマークの本来の使用目的に鑑みて不相当である、など。

■その他の注意事項

- ・ ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、函館市は一切責任を負いません。
- ・ ロゴマークを使用した作成物等に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

函館市長 様

ロゴマーク使用届

このことについて、フェスティバルタウンはこだてロゴマークの使用に関する要綱に基づき、次のとおり提出します。

(主たる事務所の所在地) 所在地		
団体名 (使用者が個人の場合は氏名)		tel : fax :
団体代表者名		
対象物		
使用目的		
期間	年 月 日～ 年 月 日	

※ 使用開始後は、ロゴマーク等を使用する対象物について、速やかに現物および写真等で状況を報告してください。